

W-VALUE SELECT提供条件規約

2009年6月26日版

当社は、W-VALUE SELECT 提供条件規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づき W-VALUE SELECT（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（用語）

第1条 本規約における用語は、ウィルコム通信契約約款又はウィルコム3Gサービス契約約款の定義に従うものとします。

（本サービスの提供条件）

第2条 本サービスは、一般ウィルコム通信契約者（以下「契約者」といいます。）が、一般ウィルコム通信契約の申込み時又はPHS電話機の機種変更時、もしくは、SIM STYLE ジャケット端末購入時に、当社所定の契約事務を行うサービス取扱所で当社所定の本サービス申込書に必要事項を記入し、又は、ウェブサイトにおいて当社所定の申込フォームに必要事項を入力していただくことにより、当社へ本サービスの申し込みをし、当社が当該申込を承諾した場合に提供されます。

2. 契約者は、1の一般ウィルコム通信契約につき、1の本サービスの提供を受けることができます。

3 本サービスは、3G契約者も一般ウィルコム通信契約者と同様の適用を受けるものとします。なお、ウィルコム通信サービスにかかるものについては、本規約に別段の規定がない限り3Gサービスにかかるものと読み替えて適用するものとします。

（本サービスの内容）

第3条 本サービスとは、以下の各号のサービスを指します。

（1）当社が請求するウィルコム通信サービスの料金等から、W-VALUE SELECT料金表（以下「料金表」といいます。）に定める本サービス申込時の割引額（以下「割引額」といいます。）、又は、ウィルコム通信サービスの料金等（当社が別に定めるものに限ります。）の料金額が割引額未満の場合は、その当該料金額を、料金月ごとに割引くサービス。

（2）本サービスへの申込と同時に契約者が取得したPHS電話機、SIM STYLE ジャケット端末及び当社が認めるその付属機器（以下、併せて「対象機器」といいます。）について、W-VALUE SELECTサポート表（以下「サポート表」といいます。）に定めるサポートを実施するサービス。

2. 当社は、本サービスを、本サービスの申込手続きを完了した日から最長2年間提供す

るものとし、かかる期間内であっても、次の各号に該当する場合は、当社は本サービスの提供を中止することができるものとし、

- (1) 当社又は契約者がウィルコム通信契約を解除したとき
- (2) 契約者が対象機器から他の対象機器へ機種変更をしたとき
- (3) 契約者が対象機器の代金の支払いを怠ったとき

3 . 本サービスは、料金月末日 (料金月末日以外の日) に前項各号の事由が生じ、本サービスの提供が中止された場合は、その事由が生じた日) において選択している料金種別等により割引額を適用するものとし、

4 . 料金月末日以外の日) に第 2 項 (1) の事由により本サービスの提供を中止したときは、本サービスの提供がなされた日数に応じて割引額を日割り計算します。

5 . 契約者が一般ウィルコム通信利用権の譲渡を行った場合又は一般ウィルコム通信契約者の地位の承継を行った場合は、契約者は、譲受人又は地位を承継した者に対し、本サービスの適用に係る一切の権利及び義務を承継させるものとし、

(本規約の変更)

第 4 条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、事前に当社が別に定める方法により周知することとし、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとし、

(法令に規定する事項)

第 5 条 本サービスの提供に当たり、法令に定めがある事項はその定めるところにより、

W-VALUE SELECT料金表

1. 適用

- 1) 割引額は、ウィルコム通信契約約款料金表（以下「約款料金表」といいます。）に規定する料金種別等ごとに、下記の表のとおり定めるものとします。
- 2) 契約者が、料金月の開始日以外の日に変更を行った場合、変更を行った日より本サービスの割引額の変更を行うものとします。この場合、割引額については、日割り計算して適用するものとします。

2. 割引額

W-VALUE SELECT割引額一覧表

W-VALUE SELECTサポート表

1. 本規約第3条第1項(2)に該当する対象機器の故障修理等について、補償をするものとします。

この場合、補償の対象となる条件は、1)故障・破損、2)水漏れ・全損、3)盗難・紛失とします。なお、3G契約者は補償を受けることができません。

2. 故障修理等の期間は、当社が本サービスの申込手続きを完了した日から最長2年間とします。この場合、補償(前項に規定する1)故障・破損の場合を除きます。)を受けた対象機器については、補償を受けた日から1年の間、補償を受けられないものとします。

3. 補償を受ける場合、その補償の額については、補償を受ける対象機器、故障修理等の状況等を鑑み当社が別に定める額をその補償の上限額(以下「上限額」とします。)とします。この場合、契約者は、上限額を超える故障修理等となるときは、上限額を超える額について支払いを要するものとします。なお、補償の対象となる条件が第1項に規定する1)故障・破損の場合であって、当社が別に定める対象機器のときはこの限りではありません。

4. 故障修理等の条件が以下の規定に拠る場合は、補償しません。

- 1) 契約者の故意による対象機器の損傷等又は不当な修理や改造による故障及び損傷等の場合
- 2) 通信に影響のない傷、汚れ等の場合
- 3) 盗難・紛失の場合であって、警察署発行の盗難届又は紛失届を当社が確認できない場合
- 4) 契約者がウィルコム通信契約に係る料金等、対象機器の代金等又は手数料の支払いを怠っている場合
- 5) 対象機器に蓄積された電磁的データが消去等した場合
- 6) その他、当社が、前項の条件に合致しないと認めた場合であって、かつ、合致しないと認めるに足りる合理的な根拠がある場合

5. 補償を受ける場合、契約者は、2,000円(税込価格2,100円)又はサポートコイン(当社が、毎月の料金額等の請求額に応じて付与するものであって、機種変更、故障修理等に充当できるものをいいます。)について、5コインの手数料の支払いを要します。